

(公開用 会議録原本と一部異なる部分があります)

令和5年

第3回東栄町議会定例会 会議録

(第1日)

令和5年9月8日 (金)

令和5年第3回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和5年9月8日(金) 開議 午前10時00分
散会 午後 1時40分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也		
総務課長	伊藤太	会計管理者兼税務課長	藤田智也
住民課長	伊藤仁寿	福祉課長	亀山和正
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	高尾公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸

令和5年第3回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町長提出議案大綱説明
- 日程第 6 認定案第 1号 令和4年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定案第 2号 令和4年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定案第 3号 令和4年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定案第 4号 令和4年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定案第 5号 令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定案第 6号 令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定案第 7号 令和4年度東栄診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定案第 8号 令和4年度東栄町御殿財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定案第 9号 令和4年度東栄町本郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定案第10号 令和4年度東栄町下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定案第11号 令和4年度東栄町園財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定案第12号 令和4年度東栄町三輪財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定案第13号 令和4年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 19 承認第 6 号 令和 5 年度東栄町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 20 議案第 45 号 東栄町林業センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第 21 議案第 46 号 新城北設楽交通災害共済組合の解散について
- 日程第 22 議案第 47 号 新城北設楽交通災害共済組合の解散に伴う財産の処分について
- 日程第 23 議案第 48 号 新城北設楽交通災害共済組合規約の変更について
- 日程第 24 議案第 49 号 東栄町交通安全施策推進基金の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 50 号 東栄町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 26 議案第 51 号 令和 5 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 27 議案第 52 号 令和 5 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 28 議案第 53 号 令和 5 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 29 議案第 54 号 令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 30 議案第 55 号 令和 5 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 31 議案第 56 号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 32 議案第 57 号 東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議（案）の提出について
- 日程第 33 同意案第 5 号 東栄町教育委員会委員の任命について
- 日程第 34 報告第 5 号 令和 4 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 35 報告第 6 号 令和 4 年度東栄町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第 36 報告第 7 号 令和 4 年度東栄町国民健康保険特別会計継続費精算報告書について
- 日程第 37 報告第 8 号 令和 4 年度東栄町簡易水道特別会計継続費精算報告書について
- 日程第 38 報告第 9 号 令和 4 年度東栄町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書について

日程第 39 報告第 10 号 令和 4 年度東栄町農業集落排水事業特別会計継続費精算報告書
について

日程第 40 報告第 11 号 令和 4 年度東栄診療所特別会計継続費精算報告書について

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから令和 5 年第 3 回東栄町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、8 名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

----- 議事日程の報告 -----

議長（加藤彰男君）

本定例会の議会運営並びに本日の議事日程について、議会運営委員長から報告いたします。

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

報告します。令和 5 年、第 3 回議会定例会、第 1 日目の運営について、8 月 30 日に議会運営委員会を開催し、その結果を報告させていただきます。日程第 1 会議録署名議員の指名。日程第 2 会期の決定は、従来どおりです。日程第 3 諸般の報告は、議長より報告があります。日程第 4 行政報告。日程第 5 町長提出議案大綱説明は、町長より報告と説明があります。そして議案審議につきましては、配付しました議案一覧表とおおりです。皆様の御手元に議案一覧表があると思いますので一度確認ください。認定案第 1 から認定案第 13 号までの 13 議案は一括上程し、委員会付託をします。承認第 6 号は、本日採決とします。続いて、議案第 45 号から順次 1 件ごとに上程し委員会付託をしますが、議案第 46 号から議案第 49 号の 4 議案と議案第 52 号、第 53 号の 2 議案、議案第 54 号第 55 号の 2 議案につきましては、それぞれ一括上程し、委員会付託します。議案第 56 号、議案第 57 号と同意案第 5 号は、本日採決とします。次に報告に入りまして、順次 1 件ごと報告していきますが、報告第 8 号から報告第 10 号の 3 議案は、一括上程で報告をします。以上付議事件は、認定案 13 件、承認 1 件、議案 13 件、同意案 1 件、報告 7 件でございます。次に一般質問ですが、今回の質問者は 6 名であり、9 月 11 日、月曜日、午前 10 時から行います。最後になりますが、令和 5 年第 3 回東栄町議会定例会につきまして、会期中の議会運営に御協力のほどよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（加藤彰男君）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。介護録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番 岡田浩二議員、4番 櫻井孝憲議員の2名を指名いたします。

----- 会期の決定 -----

議長（加藤彰男君）

日程第2「会期の決定」を議題といたします。本定例会の会期は、本日9月8日から9月20日までの13日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、会期はそのように決定いたしました。

----- 諸般の報告 -----

議長（加藤彰男君）

日程第3「諸般の報告」を行います。令和5年第2回定例会以降の行事等は配付してあります一覧表をご覧ください。次に地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について、令和4年度分の5月実施分、令和5年度5月実施分、6月実施分、7月実施分の報告が出ており、いずれも適正であるとの検査結果です。詳細につきましては、事務局で保管しておりますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。陳情書等の関係は、配付してあります陳情請願等一覧表のとおりです。以上で報告を終わります。

----- 行政報告・町長提出議案大綱説明 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第4「行政報告」及び日程第5「町長提出議案大綱説明」を行います。町長から行政報告と本定例会に上程されております議案の大綱説明を求めます。

町長。

町長（村上孝治君）

改めましておはようございます。本日は9月東栄町議会第3回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には公私にわたり大変御多用の中、御参集を賜りまして、厚く御

礼を申し上げます。まずは6月議会定例会初日にも少し触れさせていただきましたが梅雨前線によります大雨、台風2号6月2日にございましたが、その被害は1府13県の大変広範囲での被害が発生をしました。東三河地域は、かつてない経験したことのない規模となりまして人的被害や住宅被害等が発生をしまして、農林水産関係被害など幅広い影響が出たところでございます。被害に遭われた皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。当町においても、御承知のように複数個所で土砂崩れや法面の崩壊などがございました。特に下古戸地区におきましては2件が孤立状態となりましたが、地元の区にも御協力をいただき対応して参りましたが、臨時議会において補正予算をお認めいただきまして鴨山川に26メートルの仮設の歩道橋を設置することができ、8月23日から通行が可能になったところでございます。町道の崩落個所の復旧につきましては、現場の調査測量を踏まえまして早急に復旧工事に着手できるよう、この9月の定例会の会期中も現地の調査や査定があるというような状況でございます。愛知県の御協力のもと御指導いただきながら解消に向けて進めて参りますが、この工事等につきましては、恐らく期間が長くなるという可能性もございますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。そして、今回の豪雨でも各種防災会には気象警報に基づきまして、一部地域に高齢者等の避難発令をしまして避難場を開設するなど対応をとったところもございますが、人的被害、物的被害はなかったということで安堵しております。現在も台風の発生が続いております、今日も台風13号が日本本土に向かってきておりますので心配しておりますが、これから自然災害の多発する季節を、まだまだ迎えますが、気候変動によりまして激甚化する傾向にもございます。災害を防ぐことができなくても備えることはできます。9月3日にも町の防災訓練を実施していただきました。それぞれの立場で、またそれぞれの地域で防災について考える機会としていただきたいというふうに思っております。いつ発生するとも知れない災害に備えまして、しっかりと防災体制を整えて参りますが、自助・共助・公助の意識醸成を図りまして、それぞれが連携して防災対策に取り組み、安心して生活できる環境づくりを推進して参りたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。それから新型コロナウイルス感染症です。以前もずっと話しておりますが、5月から感染症法上の5類に引下げられまして、全国的に感染者が減少に向かうであろうという状況でしたが、増加傾向が今も続いております。平準化されたところもあります。今日の新聞報道にもありましたが、8月28日から9月3日まで県内で4,817人、東三河で豊橋保健所管内268人、豊川保健所管内が383人、新城が58人の陽性患者が出ておりますが、本町においても老人施設等の感染者を始め夏休み期間もございましたが、学校関係、保育園などでも感染が出ている状況でございます。感染対策の一層の徹底を呼びかけて参りますが、新型コロナ感染における情報の公表も方針が先ほど言いました定点的な公表に変わってきておりますので、感染状況は見えにくくなっております。こうした状況を注視しながら、これまでと同様に基本的な感染対策の協力を呼びかけて行くとともに、引き続きワクチン接種がこれで始まって参りますので、そちらの方もお願いをしたいと思います。そして、小中学校も御存じのように9月に入りまして2学期が始まっております。学校行事であるこの9月直近では中学の体育祭が9日、そして小学校運動会16日に予定されております。ここにつきましても学校関係含めてコロナ対策に万全を期してどちらも午前日程で開催と聞い

ておりますので、よろしくお願ひいたします。それから敬老会につきましても、開催の可否はそれぞれの区によって判断をしていただいておりますが、開催する地区もございませう。今年度の敬老会の対象者は75歳以上の方が855名、そのうち100歳以上の方は7名でございませう。地域で御長寿頑張っておられる方もございませうので、今後とも町づくりに長寿を迎えられた皆様には、ますますの御健勝と御多幸をお祈り申し上げたいと思っております。次に既に9月に入りましたので国においても来年度の2024年度の予算でございませう。各省庁の概算要求がもう既に出そろっております。予算編成が始まっておりますが、兆しを抱える新しい資本主義の実現に向けまして、構造的な賃上げなどに取り組むということで要求総額は3年連続で110兆円を超える見通しであるというふうになっております。一方、国の借金の残高も1,276兆3,155億円で過去最大を更新しているというような状況であります。その中で特に重点施策の少子化対策、子供政策につきましても、政府の子供未来戦略方針に基づきまして、子供子育て支援加速化プランを今後の予算編成過程で具体的な内容を検討することになっておるといふふうに伺っております。しっかりこの辺の情報収集をしながら私どもの町の施策も考えていきたいと思っておりますが、また一方私どもの財源の1番中心であります地方交付税の総額についてであります、自治体に配る出口ベースで前年度比の予算比で1.1%、2,079億円の増、18兆5,690億円となっております。そして、財源不足を担う臨時財政対策債は、制度導入以降最小の7,000億円に抑制される見通しになるというふうになっております。そんな状況でありますので、しっかりまた国の状況も踏まえて情報収集図って参りたいと思っております。それから例年この時期に行っております愛知県の総合要望でございませうが、議会正副議長とともに地元の峰野県議にも御同行をいただきまして9月4日に愛知県内関係する県庁部局に、直接要望活動をさせていただき要望書をお渡しして参りました。愛知県議会にもお願ひを同様に要望して参りましたが、今後も国県に対しまして機会あるごとに要望して参りたいと思っておりますので、議会議員の皆様方にも、よろしくお願ひをしたいと思ひます。特に道路関係においては、既に三遠南信自動車道の整備促進につきまして7月の6日に長野県さん、静岡県さん共に国交省、財務省へ、そして地元国会議員への要望活動を行っております。また7月の10日には中部整備局、そして東三河縦貫道の建設促進につきましても、8市町村長合同でそれぞれの道路建設促進を中部整備局に要望してきております。また愛知県それから名古屋道路利用者会議通常総会にも出席をさせていただきました。8月24日終了後に国交省の中部整備局や愛知県の建設業等の幹部との意見交換がございました。特に私からは6月2日の台風2号による道路法面崩壊の早期復旧予算の確保をその場でお願ひして参りました。それから道路関係でもう一つございまして、愛知県議会の建設委員会の皆様がこれ毎年ですが、県内調査に入っております。私どもの管内は7月26日に現場を視察いただきながら設楽町役場におきまして、新城建設事務所管内4市町村長より現状報告と提案要望をさせていただいたところでございます。それから簡易水道の要望についてでございますが、7月24日に名古屋で私ども北設3町村で構成をしております三河山間地域の水道整備促進連盟の総会を開いた折に愛知県の保健医療局、生活衛生部始め議会からは自民党愛知県議団、山村振興離島議員連盟の皆様、所属の多くの県議の皆様にお出向をいただきました。総会終了後に北設3市町村の水道の現状報告及び特に予算、補助金等の要望をさせ

ていただいたところでございます。もう少しお時間をいただきまして6月定例会以降、行政報告をさせていただきダブるところがあるかもしれませんが御了承いただきたいと思っております。まず東三河広域連合の議会であります、御承知のように8月の8日9日に開催をさせていただきました。私も副管理者として出席をし、東栄町議会から岡田委員、伊藤真千子議員の2名も出席しておりますが、提出議題は令和3年度一般会計歳入歳出決算と令和3年度の介護保険特別会計歳入歳出決算の認定でございましたが、いずれも賛成多数で可決をいただいております。一方、一般質問は7名の方が質問され、地元の伊藤真千子議員も質問に立たれました。介護人材確保に関する考え方について、介護認定について、生活環境等を考慮した特例的な取り扱いについての3項目の質問をされました。内容等は、ここではお話ししませんが、広域連合のホームページ議会録画中継でご覧をいただきたいと思っております。次に全国山村振興連盟の愛知県支部であります。これは県内、設楽町、東栄町、豊根村、新城市、豊田市、岡崎市で構成しておりますが、毎年実施をしております山村問題懇談会を7月28日設楽町で開催をさせていただきました。今年は、アフターコロナ時代における三河山間地域の観光振興施策についてをテーマに意見交換を行って参りました。愛知県から大村知事、江口副知事始め各部局の幹部の皆さんに御参加をいただき、また県議会からは先ほどありました自民党の愛知県議団、山村振興離島連盟の皆様にご参加いただき先ほどテーマにとった取組の課題等を発表した後に議員の皆様方から御意見をいただきながら、県幹部との意見交換を行い、最後に知事のまとめの発言をいただきました。来年度の開催は、東栄町となっておりますので、よろしくお願いをいたします。そして冒頭でも災害のお話をさせていただきましたが、近年の豪雨で特に私どもの水道の水源となっております大千瀬川が濁り、悪く言えば泥水になってしまうという状況の中、浄水場で濁度が取れない状況が続いており、以前もお話をしましたが、水道利用者の皆さんに大変御迷惑をおかけしましたが、2年間かけ建設費用1億4,000万ほどで無事に完成をいたしました。少し半導体の関係で遅れたという状況であります、これで安心安全に水道水を供給することができました。今回の豪雨、先ほど申しました6月2日の状況も対応ができたという状況であります。また機会があれば浄水場の機器等の状況を御確認いただくとありがたいなと思っております。それからバスケットボールワールドも御承知のように大変盛り上がりしましたが、三遠南信フェニックスは、私どもの東三河の地元のプロリーグに所属しております。フェニックスさんは、毎年サマーキャンプを東栄町で開いていただきまして8月12日と13日の2日間、子供たちですが、練習会場を中学校体育館、宿泊はグリーンハウスを利用いただき実施をさせていただきました。今回で6回目となりますが、私も2日目にお邪魔をさせていただきまして、歓迎の御挨拶をさせていただきましたが、いよいよこの10月の7日からフェニックスさんもシーズンがスタートしてまいります。ぜひ地元のバスケットボールチームです。ぜひ観戦応援をお願いしたいと思っております。そして小学校との交流の状況ですが、バスケットボール教室も現役の太田選手と兪(ゆ)選手2名の方に7月23日に東栄小学校にお出かけいただきまして、小学校20名の児童に参加をいただき保護者も含めて選手との交流もできたという状況です。当日フェニックスの関係の方々、蔦の淵やとうえい温泉、食事処もしていただきまして、SNSで御紹介をいただきました。この状況も地域との連携の中での取り組みをしておりますが、

本当に協力いただき情報発信も御協力いただいているという状況であります。それから教育関係中学生の海外派遣ですが、御承知のように本年度もコロナの感染の状況がありまして残念ながら海外派遣を中止しましたが、国内の外国人留学生との現地交流を関西方面で実施しています。この後は、リージェント・クリスチャン・アカデミー校等のオンライン交流を行います。そして6年度の海外派遣をどうするかということですが、8月22日に中学生海外派遣事業検討委員会を開催し協議した結果、来年度5月に4泊6日の日程でカナダのRCA校との交流を実施することを決めさせていただきました。ただしコロナ感染症の状況によっては、今年のように代替案というふうに切り替える場合もあることを確認したところでございますが、予算のこともありますので第2回の中学生海外派遣事業検討委員会を10月には開催をさせていただき、協議検討の上、最終判断をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。次に学校運営協議会コミュニティースクールですが、現在、運営協議会等の検討委員会を設置して6月から検討委員会で協議を始めておりますが、8月には先進地の視察もしていただいているというふうに聞いておりますが、御案内をさせて頂いたとおり9月30日はシンポジウムを開催する予定となっておりますので、よろしくお願ひします。次に東栄町のプレミアム付商品券「ありがっさま券」の状況です。紙のチケット型については、8月21日から商工会で販売をいただきまして、約1週間で予定枚数は完売となりました。そしてこの12日からはデジタルスマホ型の販売を開始させていただくということになります。プレミアム率40%という状況ではありますが、大変好評をしております。よろしくお願ひをいたします。次に観光まちづくり協会ですが、この4月から一般社団法人化し新たにスタートを切っておりますが、会員の募集も現在開始をさせていただいております。ぜひ、議員の皆様方にも御協力をお願いしたいと思います。特にポタビ事業の拠点として、まちなかにサイクリングステーションを開設したところでございます。場所は元東栄薬局のところでございますので、引き続き、この事業も町も協力をしながら展開をして参りたいと思っております。それから花祭りについてであります。御案内を改めてさせていただく予定であります。東栄フェスティバルは11月3日の開催を決めさせていただいております。それから各地区の花祭りの開催については、各保存会において、現在協議中であるというふうに聞いておりますが、東栄チャンネル等で開催等の結果はいつもどおりお知らせをさせていただくということで御承知おきをお願いいたします。次に子育て関係です。8月3日に子育て支援センターにおきまして、就学児の保護者の皆さんとの交流会を開催し、私と担当課長を含めて出席をさせていただき、意見交換をさせていただきました。今後こうした取り組みをしっかりと続けて参りたいと思っております。それから高齢者の方々の交流でございますが、今年最初の「おいでん家」訪問は、地元の真千子議員にも協力をいただき、中設楽生活改善センターで話を高齢者の皆さんとさせていただきました。最後にゲーム等をさせていただきまして大変有意義な会となりましたが、皆さん本当お元気で引き続き、各地区の「おいでん家」に調整をさせていただきながら出かけさせていただきたいと思っております。それから各地区との懇談会でございますけれども、各区との調整ができたところから順次開催をして参ります。9月4日には本郷地区での開催が決まっておりますので実施をしたいと思っております。そして、コロナ前、町長室を開放して町長と語ろうという催しをしていましてが、コ

コロナ禍も落ちついてきましたので実施する方向で検討して参りたいと思います。詳細が決まりましたら、またお知らせをさせていただきます。それからもう一つ、これは以前からありますが、役場にある出前講座でございます。メニューは、ホームページ等見ていただければ分かると思いますが、ぜひそれぞれのメニューを使って御利用いただきたいと思います。それからテーマにないものも結構であります、グループでも結構ですし、そういう状況の中で職員が、それぞれに出向いても結構ですし、役場の会議室等を借りてやるのも構いませんのでぜひ積極的に活用してもらいたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。長くなりましたが、以上で行政報告を終わらせていただきます。続いて、本定例会に提出いたしました議案につきまして、概略を説明させていただきます。今議会に上程いたします議案等につきましては、令和4年度の決算認定が13件、承認が1件、議案が12件、同意案が1件、報告が7件でございます。合わせて34件を上程いたしますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。では各議案について、簡略に説明いたします。認定案第1号「令和4年度一般会計歳入歳出決算認定」から認定第13号「令和4年度振草財産区特別会計歳入歳出決算認定」についてですが、御配付をいたしております令和4年度決算に係る主要施策の成果報告書の12ページをご覧いただきたいと思います。一般会計は歳入総額が42億1,797万1千円。歳出総額が39億2,307万5千円。翌年度に繰越すべき財源を差し引いた実質収支は1億9,359万3千円であります。当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額を表します単年度収支は3,542万6千円の赤字となりました。単年度の収支に実質的な黒字要素である基金積立金及び地方債の繰上償還金、今回はございません。これを加えまして、実質的な赤字要素である積立金取崩し額を引いた実質単年度収支額は1億5,085万6千円の赤字となりました。26ページの財政分析資料についてですが、健全化判断比率の実質公債比率は9.1で、昨年度より0.4ポイント上がりました。また将来負担比率は、昨年度に引き続きましてゼロとなっております。地方債残高は、特別会計と合わせまして51億34万6千円あります。昨年度に比べて2億5,908万9千円の減となっております。経常収支比率は79.8%で、前年度と比較して5.5ポイント上がりました。引き続き、経常的なものに充てられる一般財源の確保と経常経費の削減に努めていく必要があると思っております。各特別会計につきましては予算どおり執行でき問題はございません。詳細につきましては先日の議会全員協議会でも、各担当課長から御説明したとおりでございます。次に承認第6号「東栄町一般会計補正予算第5号の専決処分の承認を求めることについて」であります。下古戸浅井線に係る公共土木施設災害復旧工事について、予算措置を講じる必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないため7月11日付で専決処分をさせていただいたものであります。次に議案第40号「東栄町林業センター設置及び管理に関する条例の廃止について」であります。国道473号月バイパス整備に係る奈根工区の埋立てをすることに伴いまして、施設を解体撤去するために廃止するものであります。議案第46号「新城北設楽交通災害共済組合の解散」、議案第47号「新城北設楽交通災害共済組合の解散に伴う財産の処分」及び議案第48号「新城北設楽交通災害共済組合規約の変更について」は、同組合を令和6年3月31日限りで解散するために協議をお願いするのであります。次に議案第49号「東栄町交通安全施策推進基金の設置及び管理に関する条例の制定について」であります。これは新城北設楽交通災害共

済組合解散に伴い、本町に帰属される清算金について、本基金で管理するものであります。議案第 50 号「東栄町辺地総合整備計画の変更について」は、2 辺地計画の変更するものであります。次に議案第 51 号「令和 5 年度一般会計補正予算第 6 号」であります。1 億 5,790 万 7 千円を増額補正するものであります。内容は、北設情報ネットワーク運営負担金、旅券電子申請回収委託料、更正医療、障害児入所給付等負担金及び地域生活支援事業補助金の過年度分の精算に係る返還金、介護予防センターの大型児童洗濯機の更新、保育園の日照改善のための支障木伐採、国道 151 号奈根工区の道路改築工事に伴う林業センターの解体工事及び公共補償に係る経費、林道峯山線の改良工事、あいち森と緑づくり事業、観光施設及び温泉施設の修繕料、橋梁補修設計業務委託、急傾斜地崩壊対策事業費負担金、奈根住宅長寿命化改修工事、総合社会教育文化施設の体育施設の修繕料、町道下古戸浅井線災害復旧工事に係る用地取得、登記業務委託料、奈根川災害復旧工事、財政調整基金及び東栄町交通安全施策推進基金への積立金、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計及び特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金が、増額の主なものでございます。一方、町長、町議会議員選挙執行に係る精算及び町道下古戸浅井線柿平改良工事費を減額するものであります。これらに充てる歳入につきましては、普通交付税、障害者自立支援給付費等負担金、地域障害児支援対策強化事業補助金、社会資本総合整備事業交付金、小規模林道事業補助金、あいち森と緑づくり事業委託金、一般国道 151 号道路改築工事公共補償等、広域消防事務費精算金、新城北設楽交通災害共済組合解散配分金、林業センター解体工事費等公共補償等、保育園日照改善支障木売却収入及び繰越金等を見込んでおります。議案第 52 号「令和 5 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号」は、107 万 9 千円を増額補正で今年度の納付金の確定によるもの及び、ひだまりプラザ会議室の遮光カーテンを設置するものであります。議案第 53 号「令和 5 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号」は、67 万 9 千円を増額補正で、内容は過年度分に係る保険料の還付に係るものであります。次に議案第 54 号「令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号」収益的収支及び資本的収支合計で 9,677 万 3 千円を増額補正であります。内容は施設及び機器修繕費、前年度分支払消費税、国道 151 号道路工事に伴う三輪簡易水道中継槽移設工事及び公共補償であります。次に議案第 55 号「令和 5 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号について」は、収益的収支 378 万 3 千円を増額補正で、内容は前年度分の支払い消費税であります。次に議案第 56 号「損害賠償の額の決定及び和解について」6 月 2 日の豪雨によりまして、釣り客用の仮設トイレが川に流されたことに伴う損害賠償であります。同意案第 5 号「東栄町教育委員会委員の任命について」は 9 月 30 日で任期満了となる。委員の再任の同意をお願いするものであります。報告第 5 号「令和 4 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について」は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき報告するものであります。報告第 6 号「令和 4 年度東栄町一般会計継続費精算報告について」から報告第 11 号「令和 4 年度東栄診療所特別会計継続費精算報告書について」は、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により報告するものであります。以上でございます。詳細につきましては、副町長及び担当課長から説明をいたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

日程第6、認定案第1号「令和4年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第18 認定案第13号「令和4年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について」までの決算認定案件13件を一括して議題といたします。説明は、一般会計特別会計7件については、各会計を通して一括して説明し、各財産区の特別会計6件は省略いたします。なお、質疑は議案ごとに行います。執行部の説明を求めます。

会計管理者兼税務課長（藤田智也君）

認定案第1号 令和4年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について。決算書の2ページをご覧ください。歳入については、収入済額、歳出については、支出済額を款ごとに朗読いたします。

歳入、1款 町税3億740万4,812円。2款 地方譲与税7,805万7千円。3款 利子割交付金12万2千円。4款 配当割交付金214万9千円。5款 株式等譲渡所得割交付金147万2千円。6款 法人事業税交付金828万6千円。7款 地方消費税交付金7,542万9千円。8款 環境性能割交付金690万7,406円。9款 地方特例交付金132万7千円。10款 地方交付税19億3,219万5千円。11款 交通安全対策特別交付金0円。12款 分担金及び負担金2,086万8,515円。次のページをご覧ください。13款 使用料及び手数料5,925万9,697円。14款 国庫支出金3億2,013万2,324円。15款 県支出金2億7,150万2,698円。16款 財産収入1,477万200円。17款 寄附金1,698万8,852円。18款 繰入金5億1,153万1,709円。19款 繰越金2億8,259万5,756円。20款 諸収入7,544万5,940円。21款 町債2億3,152万6千円。歳入合計42億1,797万909円。次のページをご覧ください。

歳出、1款 議会費4,233万1,596円。2款 総務費5億9,019万7,193円。3款 民生費6億1,142万5,432円。4款 衛生費9億7,143万5,938円、5款 農林水産費3億8,203万6,766円。6款 商工費1億8,169万709円。7款 土木費2億8,205万7,121円。8款 消防費2億2,866万9,518円。次のページをご覧ください。9款 教育費2億863万9,583円、10款 災害復旧費0円。11款 公債費4億9,755万8,040円。12款 諸支出金1,483万3,505円。13款 予備費0円。歳出合計39億2,377万5,311円。以上であります。続きまして、152ページと153ページをご覧ください。

認定案第2号 令和4年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入、1款 国民健康保険料6,583万5,476円。2款 使用料及び手数料2万900円。3款 県支出金5億3,433万6,108円。4款 財産収入0円。5款 繰入金1億5,020万円。6款 繰越金2,816万9,917円。7款 諸収入495万845円。8款 町債0円。9款 分担金及び負担金1,200万6,267円。歳入合計7億9,553万9,513円。次のページをご覧ください。

歳出、1款 総務費363万4,083円。2款 保険給付費3億4,676万5,639円。3款 国民健康保険事業費納付金9,313万8,383円。4款 共同事業拠出金0円。5款 保健事業費3億1,188万4,730円。6款 基金積立金0円、7款 公債費0円。8款 諸支出金2,957万5,200

円。次のページをご覧ください。9款予備費0円。歳出合計7億8,499万8,035円。以上であります。続きまして、181ページと182ページをご覧ください。

認定案第3号 令和4年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入、1款 後期高齢者医療保険料4,679万5,800円。2款 使用料及び手数料6,100円。3款繰入金7,568万6千円。4款 繰越金277万375円。5款 諸収入289万6,957円。歳入合計1億2,815万5,232円。次のページをご覧ください。

歳出、1款 総務費420万5,573円。2款 後期高齢者医療広域連合納付金6,507万1,740円。3款 後期高齢者医療費5,502万9千円。4款 諸支出金18万8,800円。5款 予備費0円。歳出合計1億2,449万5,113円。以上であります。続いて、194ページと195ページをご覧ください。

認定案第4号 令和4年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入、1款 分担金及び負担金228万8千円。2款 使用料及び手数料5,493万4,753円。3款 国庫支出金350万円。4款 県支出金0円。5款 繰入金1億4,247万2,700円。6款 繰越金123万2,288円。7款 諸収入11万5,764円。8款 簡易水道事業債1,190万円。歳入合計2億1,644万3,505円。次のページをご覧ください。

歳出、1款、総務費837万3,175円。2款 簡易水道事業費1億286万7,399円。3款 公債費5,611万6,789円。4款 予備費0円。5款 繰上充用金1,204万円。歳出合計1億7,939万7,363円。以上であります。続いて、209ページと210ページをご覧ください。

認定案第5号 令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入、1款 分担金及び負担金117万円。2款 使用料及び手数料3,670万109円。3款 国庫支出金0円。4款繰入金9,399万6千円。5款 繰越金653万9,522円。6款 諸収入、80万7,617円。7款 下水道建設債、490万円。歳入合計1億4,411万3,248円。次のページをご覧ください。

歳出、1款 下水道事業費3,060万6,049円。2款 公債費6,042万7,625円。3款 予備費0円。4款 繰上充用金943万円。歳出合計1億46万3,674円。以上であります。続いて、222ページと223ページをご覧ください。

認定案第6号 令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入、1款 分担金及び負担金0円。2款 使用料及び手数料449万7,811円。3款 繰入金2,524万1千円。4款 繰越金384万3,717円。5款 諸収入0円。6款 農業集落排水事業債180万円。歳入合計3,538万2,528円。次のページをご覧ください。

歳出、1款 農業集落排水事業費1,186万1,701円。2款 公債費965万4,503円。3款 予備費0円。4款 繰上充用金70万円。歳出合計2,221万6,204円。以上であります。続きまして、235ページと236ページをご覧ください。

認定案第7号 令和4年度 東栄診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入、1款 診療収入2億1,394万2,236円。2款 使用料及び手数料224万2,400円。3款 県支出金4,434万8千円。4款 繰入金5億7,216万4千円。5款 繰越金2,868万1,350円。6款 諸収入908万944円。歳入合計8億7,045万8,930円。次のページをご覧ください。

歳出、1 款 総務費 6 億 9,560 万 9,564 円。2 款 医業費 1 億 4,544 万 7,095 円。3 款 公債費 105 万 726 円。4 款 予備費 0 円。歳出合計 8 億 4,210 万 7,385 円。
以上であります。

議長（加藤彰男君）

会計管理者の説明が終わりました。

議長（加藤彰男君）

これより案件ごとの質疑を行います。なお、12 日の決算特別委員会の決算審査の質疑を行いますので、詳細な質疑は、その際をお願いいたします。本会議のこの質疑につきましては、さきの議案説明に関する確認した内容等をお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

それでは認定案第 1 号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑ございませんか。
はい、浅尾委員。

3 番（浅尾もと子君）

具体的な質疑は決算特別委員会で行いますが、事前にお尋ねしておきたい点がありますので 1 点だけお願いします。決算報告書の 55 ページのバス事業に関してであります。町が昨年 11 月から新しい路線に変えたということでありましてこの決算では、11 月以降は新路線という乗客数でありますとか、運賃収入であるとか、そういったことになっているかと思えます。1 年の実績としては示されているんですけども、ぜひ改定後の効果と課題について、決算特別委員会で御報告いただきたいと思えます。7 月 26 日の町の地域包括ケア推進協議会の中で副町長から報告がされた内容では、新体制になってから当初思ったような利用がないとバスの乗客数が確保できていないということ、周知が十分できていないというような御発言がありました。なかなか周知がされていない、あるいは使い勝手がよくないのか、実際どのような課題があるのかというようなことを御答弁いただければと思います。

議長（加藤彰男君）

成果報告書の 55 ページですね。今の内容について、決算特別委員会で深めたいので、それに対する資料を用意してほしいと、そういう意味でいいですか。

3 番（浅尾もと子君）

はい。

議長（加藤彰男君）

他にございませんか。

(「なし」の声あり)。

以上で歳出を終わり、続いて歳入全般についての質疑ございませんか。
よろしいですか。

(「なし」の声あり)。

以上で質疑を打ち切り、認定案第1号を決算特別委員会に付託いたします。

次に認定案第2号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打ち切り、認定案第2号を決算特別委員会に付託いたします。

次に認定案第3号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打ち切り、認定案第3号を決算特別委員会に付託いたします。

次に認定案第4号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打ち切り、認定案第4号を決算特別委員会に付託いたします。

次に認定案第5号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打ち切り、認定案第5号を決算特別委員会に付託いたします。

次に提案第6号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打ち切り、提案第6号を決算特別委員会に付託いたします。

次に認定案第7号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

はい、浅尾委員。

3番（浅尾もと子君）

決算特別委員会でお示しいただきたいことについて、上げさせていただきます。まず1点目が今回の決算の中で、無床診療所の整備にかかった費用を除く決算状況が知りたいという観点から運営経費に対する一般会計からの繰入金金額というものをお示しいただきたいと思います。それから、これは一般会計の方であったかと思うんですけども、失念しておりました診療所の運営に対する地方交付税の算定額というようなことをお示しいただきたいと思います。最後3点目、診療所が昨年11月から無償化して新築移転したということで、その後の患者数、運営経費がそれ以前と比べてどのように変わったかということ

短い期間でありますので、難しい点もあるかと思いますが、どのような認識でいるのかお示しいただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

今の内容は先ほど同様に決算特別委員会の内容を深めたいと。いくつかありますので、文書等で簡単でいいですから、議会事務局の方に事前に送っていただければ、担当課の方では、今の口頭の話が分かるかと思いますが。よろしいですか、そういう扱いで。

3番（浅尾もと子君）

はい。

議長（加藤彰男君）

以上でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、認定案第7号を決算特別委員会に付託いたします。

議長（加藤彰男君）

次に認定案第8号から認定案第13号までの各財産区特別会計歳入歳出決算認定について6件は一括して、質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で認定案第8号から第13号までの質疑を打ち切り、決算特別委員会に付託いたします。

以上で各会計の決算認定案件の説明及び質疑は終了いたしました。

ここで各会計全般の決算審査につきまして、監査委員伊藤真千子議員から報告を求めます。

伊藤議員。

5番（伊藤真千子君）

監査報告をする前に訂正をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。一つは、決算審査意見書についている8ページの「6決算の結果」というのがあって特別会計の下から2行目「79.4%となり、昨年より5.1ポイント上昇した」という数字を「79.8%となり、昨年より5.5ポイント上昇した」と数字の訂正をお願いいたします。それと報告第5号の令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資産不足比率について、この1番下の表ですけど、資金不足比率、これを「令和3年と2年」となってますけど「令和4年と3年」に訂正を願います。よろしいでしょうか。それでは、令和4年度各会計監査報告をさせていただきます。初めに、令和4年度一般会計と各特別会計の決算につきまして去る8月15日、16日、18日の3日間にわたり河野祥章監査委員とともに決算審査を行いました。決算審査に当たっては、町長から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明

細書、実質収支に係る調書、財産に係る調書について計数に誤りがないか、財政運営は健全化、財産管理は適切か予算の執行は関係法令に従って効率的になされているかなどに主眼を置き、予算現額及び歳入歳出額を諸帳簿と照合するとともに担当課長から説明を受け審査をいたしました。結果、全般的な経理や事務事業は、概ね適正に処理されてきました。なお監査委員から包括的な意見として一般会計における実質単年度収支は財政調整基金の積立ての減少と取崩し、東栄診療所施設整備費基金積立金全額取崩したことの影響により1億5,085万6千円の赤字となりました。また一般会計の財政力指数の0.18%は、昨年と同様であり、自主財税が乏しく、財政力の弱い状況が続き、普通交付税に依存した財政状況であります。また経営収支比率が5.5%上昇し79.8%となり、普通交付税や臨時財政対策債の減少が原因であり、併せて地方公共団体の一般財源に占める元利償還金などに要する経費の公債費比率が0.8%上昇し5.8%に、また公債費比率が0.9%上昇し13.6%となっており、一般的に15%が警戒ラインとなされているため財政構造の硬直化が進んでいることがわかります。今後、安定した財政運営を行うために支出内容の見直しや縮減を行う必要があることを指摘しました。特別会計につきましては、各会計とも独立採算の原則に沿った事業運営に努め、受益者負担となる保険料や使用料の適正化、また徴収率向上による財源の確保に努めていただきたい。今後、留意すべき事項として条例、規則を遵守した効率的な事務の執行に努めること。また不用額について予算の経済的、効果的な執行や経費の節減など予算執行後に緊急性、突発性など必要最低限の予算執行を考慮に入れ、予算の管理を適正に行うこと。職員の仕事の向上と組織のコンプライアンスの向上を図り、内部統制を強化されたい旨を伝えました。次に令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率などの審査については、財政健全化判断比率、資金不足費及びその他算定の基礎事項を記載した書類を審査した結果、実質公債費比率が、令和3年度より0.9%上昇し9.1%となり、借入れの返済額の大きさを表したもので大型事業の返済が始まったと言えますが、早期健全化基準は25%であり、いずれも早期健全化団体及び財政再生団体に指定されている値を下回っており、適正な事務執行、管理、運営を行っていると認めました。また昨年11月に東栄診療所が医院し、附帯施設として保健福祉センターができ、総称「ひだまりプラザ」として動き始めています。今後は施設の維持、管理、運営に努力していただきたいと思えます。また当町の財政の歳入は、自主財源30.6%、依存財源69.4%、歳出については義務的経費29.1%、うち公債費が10.4%と高い割合で推移しています。町内の人口減少も進み税収が減少していくことが想定されます。予算執行に当たっては、財政の無駄を省くことは無論のこと、制度の点検と改善を進め、まちづくりの基本理念であります「暮らし続けられる町を未来につなぐ」を目標に自助・共助・公助・互助での力を合わせて東栄町を守っていくことを願います。以上で監査報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

監査委員による令和4年度各会計全般の決算審査意見書の報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

次に日程第19、承認第6号「令和5年度東栄町一般会計補正予算第5号の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

令和5年9月議会定例会における専決処分補正予算の説明をさせていただきます。承認第6号 令和5年度東栄町一般会計補正予算第5号の専決処分の承認を求めることについて。それでは予算書の1ページをお願いします。専決第4号 令和5年度東栄町一般会計補正予算第5号について。町道下古戸浅井線公共土木施設災害復旧工事について、予算措置を講じる必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないため7月11日付けで専決処分させていただいたものであります。続いて2ページをお願いします。今回の一般会計の補正は、歳入歳出それぞれ4,000万円を減額し、予算総額を36億4,750万5千円とするものです。第2条の債務負担行為につきましては5ページの第2表のとおりです。それでは予算説明書により説明させていただきます。今回の専決処分に係る補正予算は、7月4日の臨時議会において可決されました町道下古戸浅井線の法面崩落に係る仮設人道橋架橋工事について、橋本体を次年度までレンタルすることに伴い、次年度に係る経費について、債務負担行為を設定する必要が生じたことから補正するものです。歳出からお願いします。6ページをお開きください。10款3項2目公共土木施設災害復旧費 14節公共土木施設災害復旧工事は次年度に係る4,000万円を減額するものです。続いて歳入について説明します。4ページをお開きください。18款1項2目財政調整基金費を4,000万円減額するものです。8ページをお開きください。次年度に係る支出予定額を4,000万円として設定するものです。以上で専決処分に係る一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。初めに、歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

一般会計補正予算の専決第5号について質疑いたします。いま御説明がありましたように議会を開くいとまがないということで専決処分したということでありました。専決処分ではなければならなかった理由について、改めて御説明いただきたいと思っております。この処分は7月11日付で行われております。この債務負担行為、来年度以降にかかる費用について補正予算上げなければ契約ができなかったと、そのように理解してよいか伺います。

議長（加藤彰男君）

副町長。

副町長（伊藤克明君）

先ほど御説明しましたように7月の4日に総額で9,000万円という全体の事業費をさせてもらいましたが、その後工事を発注するに当たりまして、橋の本体部分についてレンタルでやるという形をとらせていただく予定でございましたが、その分を予算措置していなくて、そうしないと予算執行できないものですから、それから早急にやはり、すぐにでも取りかかって橋をかけたいということがございましたので、それで来年度にかかる部分としての分を債務負担としてさせていただきまして、補正予算を組んで、それから事業を発注したということでございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

はい、浅尾委員。

3番（浅尾もと子君）

もう1点、リース契約でこの橋をかける、また来年度以降も橋をレンタルするというような契約が交わされていると思うんですけども、そのリース契約の金額と相手方を伺いたいと思います。併せて、今回の補正予算で町がこれまで上げてきた予算の総額が変わるものではないと理解してよいのか、伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

リースと申しますか工事で一括発注しておるわけですが、金額は持ち合わせておりませんので、またお答えしますけども、業者さんは亀山建設株式会社さんです。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

3番（浅尾もと子君）

お尋ねしたいのは今回4,000万円の今年度での事業費の減額という補正を行っておりますが、その金額については、来年度以降に支出を予定するという補正予算になってますので、町として、この補正予算によって支払う予定の総額が大きく変わることはないのかということをお尋ねしたかったです。そしてもう1点、8月に人道橋が完成したということで、本当によかったと思っております。私も8月6日に孤立されている方々を訪問しましてお話を伺ってまいりました。橋を渡れなくなってしまったということで、日々の通院ですと

か、お買物にも本当に御不便されておりまして、重たい荷物をたくさん背負って、川を渡るという中で何度も転倒してしまったというようなこと、本当に痛々しい傷痕を見せてくださった方もいました。この予算によって契約が行われて、また地域の皆さんの御協力もあって、また町の皆さんの本当にお忙しい中での御尽力がありまして、人道橋が設置されたということをお大変うれしく思っています。ただ同時に、この集落の方にお話を伺いますと、やはり車を乗り入れられる町道の復旧を本当に急いでほしいんだという切実な声も聞きます。改めて今回のリース契約、来年度まで橋を借り受ける予定になると思うんですけれども、町道復旧の見込みというようなことを、もう一度詳しくお聞かせいただきたいと思えます。

議長（加藤彰男君）

3回目の質問ですから最後です。

建設課長（原田経美君）

町道の復旧ということにつきましては、いま現在、詳細設計が終わりまして設計しておる段階です。来週におきまして災害査定があります。そこで決定することなのでいま段階では詳しくは申し上げられませんが、現場の状況等を見ると、もう2年ぐらいは復旧にかかるんじゃないかなというふうに思っております。以上です

議長（加藤彰男君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

次に歳入全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、承認第6号の件を採決いたします。

本案は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、承認第6号は、原案のとおり承認されました。

----- 議案第45号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第20、議案第45号「東栄町林業センターの設置及び管理に関する条例の廃止について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

失礼します。東栄町林業センターの設置及び管理に関する条例の廃止について説明します。議案第 45 号東栄町林業センターの設置及び管理に関する条例の廃止について。東栄町林業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。東栄町林業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例。東栄町林業センターの設置及び管理に関する条例、平成 17 年東栄町条例第 36 号は廃止する。今回、この案を提出するのは、条例の対象施設である東栄町林業センターの解体撤去に伴い廃止する必要があるからです。附則、この条例は令和 5 年 12 月 1 日から施行する。経過措置です。この条例の施行日前の使用料及び損害賠償の適用については、なお従前の例による。東栄町の公共施設の暴力団排除に関する条例、平成 21 年東栄町条例第 12 号の一部を次のように改正する。第 4 条第 18 号の当市の林業センターに関する部分を削り、削った分、第 19 号から第 31 号までを 1 号ずつ繰り上げ、1 枚おめくりください。東栄町公共施設の暴力団排除に関する条例の新旧対照となります。右側が改正前ですが、第 4 条の利用料等制限をする施設の中（18）に東栄町林業センターに関することが記載してありますので、この部分を排除するとともに（19）から（31）の条項を繰り上げたものとなります。以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。なおこの案件につきましては先ほど確認しましたように、常任会付託を予定しております。これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第 45 号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 46 号～議案第 49 号 -----

議長（加藤彰男君）

日程第 21、議案第 46 号「新城北設楽交通災害共済組合の解散について」から日程第 24 議案第 49 号「東栄町交通安全施策推進基金の設置及び管理に関する条例の制定について」までの 4 案件を一括して議題といたします。執行部の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（原田経美君）

それでは失礼します。まず最初に新城北設楽交通災害共済組合についてですが、組合は、昭和 45 年に交通事故被害者の救済という福祉向上のため見舞金制度を推進し、平成 20 年度までは 70%以上の加入率を維持していましたが、民間保険事業の多様化に伴い、加入者の減少により平成 30 年には収支が赤字となり、組合事業の役割は終了したものと判断して解散の検討をしてきました。それでは議案のほうをお願いします。

議案第 46 号、新城北設楽交通災害共済組合の解散について。提案理由ですけれども、この案を提出するのは、新城北設楽交通災害共済組合を解散することについて、関係地方公共団体と協議するため必要があるからです。次ページをお願いします。新城北設楽交通災害共済組合の解散に関する協議書です。解散は令和 6 年 3 月 31 日となります。次ページをお願いします。

議案第 47 号 新城北設楽交通災害共済組合の解散に伴う財産の処分について。提案理由ですけれども、この案を提出するのは新城北設楽交通災害共済組合が解散することに伴い、同組合が所有する財産の処分について、関係地方公共団体と協議するため必要があるからである。2 枚はねていただきまして別紙の協議書です。第 2 条ですけれども、組合の財産は次のとおりとする。1 基金、2 物品。第 3 条ですけれども、前条の組合の財産は、別記のとおり関係市町村に帰属するものとするということで、次ページをお願いします。財務財産処分する帰属先ですけれども、基金の帰属先、東栄町ですけれども 576 万 1 千円となります。物品は故障してるようですけれども、パソコンや印鑑になると聞いております。次ページをお願いします。

議案第 48 号 新城北設楽交通災害共済組合規約の変更について。提案理由ですけれども、この案を提出するのは、令和 6 年 3 月 31 日をもって、新城北設楽交通災害共済組合が解散することに伴う規約の変更について関係地方公共団体と協議するため必要があるからである。次ページをお願いします。第 9 条の次に第 10 条組合の解散に伴う事務は、新城市が継承するを加えるものです。附則ですけれども、この規約は知事の許可のあった日から施行する。次ページをお願いします。

議案第 49 号 東栄町交通安全施策推進基金の設置及び管理に関する条例の制定について。2 分の 2 のページ提案理由ですけれども、この案を提出するのは、町における交通安全施策の推進を図るため必要があるからである。戻っていただきまして、第 1 条ですけれども、町における交通安全施策の推進に要する経費の財源に充てるため、東栄町交通安全施策推進基金を設置する。第 2 条基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額とし、新城北設楽交通災害共済組合の解散に伴い処分される財産をもって充てる。第 5 条基金は第 1 条の財源に充てる場合に限り処分することができる。附則ですけれども、この条例は、公布の日から施行する。以上で説明を終わります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。初めに議案第 46 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第 46 号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第 47 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。議案第 47 号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第 48 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打ち切り、議案第 48 号を常任委員会に付託します。

次に議案第 49 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打ち切り、議案第 49 号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 50 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 25、議案第 50 号「東栄町辺地総合整備計画の変更について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第 50 号 東栄町辺地総合整備計画の変更について。提案理由は、事業の財源変更等について東栄町辺地総合整備計画を変更する必要があるから、議会の議決を求めるため提出するものです。主な変更内容を説明いたします。1枚めくっていただいて新旧対照表をご覧ください。初めに2分の1ページです。左側が変更後となります。東菌目辺地において林道の事業費の財源のうち辺地対策事業債の予定額を変更しております。2分の2ページをお願いいたします。古戸辺地において、林道の事業費の修正及び橋梁事業の辺地対策事業債の予定額を変更しております。説明は以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打ち切り、議案第 50 号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 51 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 26、議案第 51 号「令和 5 年度東栄町一般会計補正予算第 6 号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは予算書の1ページをお願いいたします。議案第51号 令和5年度東栄町一般会計補正予算第6号について。続いて2ページをお願いいたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ1億5,790万7千円を増額し、予算総額を38億5,541万2千円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。8ページをお開きください。2款1項7目企画費18節北設情報ネットワーク運営負担金は、設楽ダム建設工事に係る移転工事について補償の対象とならない消費税分について、追加するものです。3項1目戸籍住民基本台帳費12節旅券電子申請改修委託料は、今年11月から旅券の電子申請が始まることに伴い、県から貸与されている専用パソコンへセキュリティソフトやネットワークの設定変更するために追加するものです。4項3目町長町議会議員選挙費は、4月に執行された同選挙の清算により減額するものです。10ページ、3款1項3目障害者福祉費22節の更正医療費、障害児入所給付費等負担金及び地域生活支援事業補助金返還金は、令和4年度の実績に係るものです。7目介護予防施設費17節介護予防棟備品購入費は、ランドリーの大型洗濯機について、たびたび故障が発生していることから新たな機器に更新するものです。2項1目児童福祉総務費は、国の地域障害児支援体制強化事業補助金が交付されることによる財源更正です。12ページ、2目保育園費12節日照改善支障木伐採業務委託料は、保育園南側の山林について、園の日照時間を解消するために所有者の同意を得て伐採するものです。4款1項1目保健衛生総務費及び4目環境衛生費の27節は、国民健康保険及び簡易水道事業特別会計の補正により追加するものです。5款1項2目農業総務費は、あいち森と緑づくり事業委託金の一部を充当するための財源更正です。2項2目林業振興費14節林業センター解体工事は、一般国道151号道路改築工事に伴い、公共補償を受けて、解体撤去するものです。3目林道事業費14節小規模林道事業改良は、現在、開設工事として実施している林道峯山線の入り口付近である、のきやま山学校駐車場北側の法面保護をするものです。14ページ、4目森林整備費12節あいち森と緑づくり事業委託料は、40ha分の調査等を追加するものです。6款1項3目観光費10節修繕料は、観光施設の緊急修繕用として追加するものです。5目温泉施設費10節修繕料は、機械器具の修繕に対応するために追加するものです。7款1項1目土木総務費は、国の要安全確認計画記載建築物耐震診断費補助金の額の確定による財源更正です。16ページ、2項1目道路橋梁総務費は、奈根よらき地内の一般国道151号道路改築工事に伴う公共補償に係るもので対象者は2名です。2目道路橋梁維持費12節橋梁補修設計業務委託料及び14節橋梁補修工事は、今年度予定していました町道下古戸浅井線柿平橋の橋梁補修工事が6月2日の豪雨による法面崩土により実施することが困難になったことから減額し、来年度以降に予定していた町道小林和一線林橋、町道沢戸大洞線沢戸橋、町道隧道口三津瀬線三本杉橋及び町道長野線上河内橋の4橋の設計を前倒し、併せて柿平橋の追加設計を実施するものです。5目急傾斜地対策事業費18節急傾斜地崩壊対策事業負担金は、今年度県が実施する三輪山ノ上田及び御園坂場地内の工事費が決定してきたことにより追加するものです。3項1目住宅管理費14節奈良住宅長寿命化改修工事は、今年度実施予定の同工事において実施設計を行ったところ、物価等高騰により当初より工事費が増える見込みであることから追加するものです。18ページ、4項1目公共水道費の27節は、特定環境保全公共下水道事業特別会計の

補正により追加するものです。9款5項1目社会教育総務費8節普通旅費は、福井県で開催される東海北陸社会教育研究大会に参加するために追加するものです。3目社会体育費10節食糧費は、10月1日に開催される奥三河パワートレイルにおいて、本町が新城市門谷地区のエイドステーションを担当することになったことに伴い追加するもので、その費用は実行委員会から全額補助されます。6項5目体育施設費10節修繕料は、総合社会教育文化施設の体育施設の緊急修繕用として追加するものです。10款3項2目公共土木施設災害復旧費12節公共土木施設災害復旧工事用地取得登記業務委託料は、町道下古戸浅井線災害復旧工事に伴う用地取得登記にかかる費用を追加するものです。なお用地については、所有者から無償で提供していただけることになっています。14節公共土木施設災害復旧工事は、6月2日の豪雨で発生した三輪下奈根地内の奈根川護岸の崩落に伴うもので、東栄町の施行分を追加するものです。20ページ、12款1項1目財政調整基金費24節財政調整基金積立金は、一般国道151号道路改築工事に伴う林業センター解体工事に係る公共補償のうち解体費用を除いたものを基金に積み立てるものです。10項1目東栄町交通安全対策推進基金費24節東栄町交通安全施策推進基金積立金は、新城北設楽交通災害共済組合解散に伴い、東栄町に配分される精算金を積み立てるものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。10款1項1目地方交付税1節普通交付税は、今年度交付額が決定したことに伴い追加するものです。14款1項1目民生費国庫負担金と15款1項1目民生費県負担金の障害者自立支援給付費等負担金は、令和4年度の同事業の実績により追加交付されるものです。14款2項2目民生費国庫補助金の地域障害児支援体制強化事業補助金は、児童発達支援事業に対して交付されるものです。4目土木費国庫補助金の要安全確認計画記載建築物耐震診断費補助金は、今年度の額が確定したことによる減額です。社会資本総合整備事業交付金は、奈根住宅長寿命化改修工事に係るものです。6ページ、15款2項4目農林水産業費県補助金の小規模林道事業費補助金は、林道峯山線の改良工事に係るものです。3項2目農林水産業費県委託金のあいち森と緑づくり事業委託金は、今年度の同事業の追加に係るものです。19款1項1目繰越金は、今年度の補正の財源調整のために追加するものです。20款4項1目雑入の一般国道151号道路改築工事公共補償等は、奈根よらき地内の同工事の公共補償に係るものです。広域消防事務費精算金は、令和4年度の実績に伴うものです。広域消防事務費精算金は、令和4年度の実績に伴うものです。新城北設楽交通災害共済組合解散配分金は、同組合の解散に伴い東栄町に配分されるものです。林業センター解体工事等公共補償等は、一般国道151号道路改築工事に伴う林業センターの解体撤去に係るものです。保育園日照改善支障木売却収入は、同事業に係る支障木を処分することによるものです。奥三河パワートレイル補助金は、同事業において本町が設置するエイドステーションで提供する材料費に対するものです。以上で、一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。少しお昼までの時間少しですけども、初めに歳出全般について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で歳出の質疑を終わります。次に、歳入全般質疑ございませんか。
浅尾委員。

3番(浅尾もと子君)

補正予算説明書の6ページの諸収入の雑入の中に含まれる林業センター解体工事等公共補償等7,912万1千円について伺いたいと思います。県からの補償を受けて、この施設について解体撤去するということでもありますけれども大きな金額でありますので、県から示されているこの補償の内訳を資料提供していただきたいと思います。

議長(加藤彰男君)

今の内容は、委員会付託の際ということですか。

3番(浅尾もと子君)

はい。

議長(加藤彰男君)

他にございますか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打ち切り、議案第51号を常任委員会に付託いたします。

議長(加藤彰男君)

議案の審議に入る前に、午前中のところの質疑のところ、浅尾議員から3回の質問の中で答弁とかありましたけども、その答弁を補足するという事で担当課の建設課長からの発言の申出がありますので、これを許します。

建設課長。

建設課長(原田経美君)

失礼します。先ほど古戸の人道橋の契約金額ですけども税込みで4,565万円となりますので、よろしく申し上げます。以上です。

----- 議案第52号、議案第53号 -----

議長(加藤彰男君)

それでは、議事に入ります。次に日程第27、議案第52号「令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第2号について」、日程第28、議案第53号「令和5年度東栄町後期高

「高齢者医療特別会計補正予算第1号について」の2案件を一括として議題といたします。執行部の説明を求めます。

住民課長。

住民課長（伊藤仁寿君）

それでは、補正予算書の7ページをお願いいたします。議案第52号 令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第2号について。8ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ107万9千円を追加し、予算総額を4億3,698万2千円とするものです。それでは、補正予算書で説明をいたします。歳出から説明します。補正予算書の28ページをお願いします。3款1項1目一般保険者医療給付費分125万2千円の増。3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分26万5千円の減。3款3項1目介護納付金分27万1千円の減。これらにつきましては、令和5年度の事業費納付金の額が確定したことによるものです。5款3項1目工事請負費36万3千円の増。これにつきましては、ひだまりプラザ会議室に遮光カーテンを取り付ける工事になります。次に歳入です。26ページをお願いします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険料53万6千円の減。これにつきましては、令和5年度の事業費納付金の額が確定したことによるものです。5款1項1目一般会計繰入金36万3千円の増。これにつきましては、ひだまりプラザ会議室に遮光カーテンを取り付ける工事の財源とするものです。6款1項1目繰越金125万2千円の増。これにつきましては、令和5年度の事業費納付金の額が確定したことによる財源とするものです。次に後期高齢者医療特別会計の補正予算について説明をします。補正予算書の11ページをお願いいたします。議案第53号 令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について。12ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ67万9千円を追加し、予算総額1億2,782万2千円とするものです。それでは補正予算説明書で説明をいたします。歳出からお願いします。補正予算書の38ページをお願いします。4款1項1目保険料還付金67万9千円の増。これにつきましては、被保険者の死亡等により、保険料の還付が必要になったことによるものです。次に歳入です。36ページをお願いします。5款2項1目保険料還付金67万9千円の増。これにつきましては、歳出の保険料還付金の財源として充てるものです。以上で後期高齢者医療特別会計の補正予算の説明を終わります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。初めに議案第52号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第52号を常任委員会に付託いたします。

次に、議案第53号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第53号を常任委員会に付託いたします。

議長（加藤彰男君）

次に日程第 29、議案第 54 号「令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号について」、日程第 30、議案第 55 号「令和 5 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号について」の 2 案件を一括として議題といたします。執行部の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（原田経美君）

失礼します。東栄町簡易水道事業補正予算の説明をします。補正予算書の 1 ページをご覧ください。議案第 54 号 令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号について。次ページをお願いします。第 2 条になりますが、令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計予算、第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。イ 浄水施設建設改良費 補正予定量 8,931 万 5 千円、計 1 億 1,024 万 5 千円。ハ 固定資産購入費 補正予定量 249 万 4 千円、計 249 万 4 千円。第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。第 1 款第 2 項営業外収益、補正予定量 496 万 4 千円、計 1 億 5,836 万円。第 1 款第 1 項営業費用、補正予定量 159 万 4 千円、計 1 億 9,276 万 9 千円。第 3 項特別損失、補正予定量 337 万円、計 391 万 8 千円。第 4 条 予算第 4 条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,196 万 1 千円は、当年度分損益勘定保留資金 5,196 万 1 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出を次のとおり補正する。第 1 款 3 項他会計出資金、補正予定額 400 万円、計 3,334 万 1 千円。第 4 項移設補償金、補正予定額 8,382 万 8 千円、計 8,382 万 8 千円。第 1 款第 1 項建設改良費、補正予定額 119 万 4 千円、合計 1,650 万 2 千円。第 4 項固定資産購入費、補正予定量 249 万 4 千円、計 249 万 4 千円。それでは補正予算書で説明します。まず支出から説明いたします。11 ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出ですけれども、2 款 1 項 1 目簡易水道管理費 159 万 4 千円の増額につきましては、古戸浄水場の量水器故障による修繕や用水工事が多発しまして不足する修繕費を計上したものです。5 目その他特別損失は、事業の確定により支払い消費税が不足したものです。次に収入について説明します。10 ページをお願いします。1 款 2 項 2 目他会計補助金 496 万 4 千円の増額につきましては、歳出の補正に伴い一般会計から補填するものです。13 ページをお願いします。資本的収入及び支出の支出につきまして、4 款 1 項 1 目浄水施設建設改良費 8,931 万 5 千円の増額と 4 項 1 目の有形固定資産購入費 249 万 4 千円の増額につきましては、奈根地内の国道 151 改築工事において、三輪簡易水道の中継槽が必要となり移転するものです。中継槽本体と移設先の土地購入費や流木等の補償費となります。次に収入について説明します。12 ページです。先に 3 款 4 項 1 目移設補償金の 8,382 万 3 千円の増額につきましては、歳出の補正に伴い消費税を除いた県からの補助金です。3 項 1 目の他会計出資金 400 万円の増額につきましては、歳出の補

正に伴い一般会計からの法定内分を増額するものです。以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続いて、公共下水道事業の説明をします。補正予算書の1ページをご覧ください。議案第55号 令和5年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算2号について。10ページをお願いします。第2条になりますが、令和5年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定量を次のとおり補正する。第1款第2項営業外収益、補正予定量378万3千円、計1億4,249万6千円。第3項特別損失、補正予定額378万3千円、計407万3千円。

それでは補正予算書で説明します。9ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出ですけれども、2款3項5目その他特別損失378万3千円の増額につきましては、事業の確定により支払い消費税が不足したものです。次に収入について説明します。8ページをお願いします。1款2項2目他会計補助金378万3千円の増額につきましては、歳出の補正に伴い一般会計から補填するものです。以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。初めに議案第54号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

簡易水道事業に関することで委員会に資料をお示しいただきたいというお願いでございます。補正予算説明書の12ページ収入の部の移設補償金についてです。8,382万8千円大きな金額を愛知県から補償を受けられるものと考えますが、こちらについても内訳をお示しいただきますようお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第54号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第55号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第55号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第56号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第31、議案第56号「損害賠償の額の決定及び和解について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

議案第56号 損害賠償の額の決定及び和解についてを説明します。台風2号の接近に伴う豪雨災害により発生した事件について、次のとおり損害賠償の額を決定し和解することについて、地方自治法昭和22年法律第67号第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。1枚めくっていただきますと、この案を提出するのは損害賠償の額を定め及び誤解するため、議会の議決が必要であるからです。1枚戻っていただきます。詳細を説明します。事件発生日は、令和5年6月2日となります。事件の内容は、台風2号の接近に伴う豪雨により下田長沢地内に設置した釣り客用仮設トイレが、農道から大千瀬川へ向かって流れる雨水の勢いで固定していた杭が折れ、川側に倒れたため増水した川に流され滅失したというものです。損害賠償の相手方は、東栄町大字本字久保田36番地1に事務所を構えるレンテック大敬株式会社東栄営業所となります。損害賠償の額は11万円です。和解条項として、町は相手方レンテック大敬株式会社東栄営業所に対して11万円を支払う。町及び相手方は、本件に関し和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務の関係が存在しないことを相互に確認するとともに、今後、本件事件に関する異議、請求の申立てをしないものとする。以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

委員（浅尾もと子君）

確認ですけれども、今回の損害賠償の御説明で台風2号で設置していた釣り客用の仮設トイレが川に流されてしまった、滅失したということを事件の内容として書かれています。滅失というのはどういう状況を指すのか確認したいんですけど。流されてなくなってしまったのか、使えなくなってしまったのかという点でお答えください。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

川の方に流されまして、そのまま下流の方に流されてしまったということです。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

委員（浅尾もと子君）

それほどの雨水の量だったということではちょっとびっくりしております。川に流されてしまって発見されていないということだと思っておりますけど、これが今後発見された場合にはどうなるのでしょうか。撤去費用ですとか、何か町で負担することにもなるのでしょうか。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

発見というところは、その後そういう情報がありましたので、担当者が下流域まで行って探しております。その時には見つかりませんでした。その後の情報で、どうもそれらしいものがあるということで確認はしておりますが、その物が大敬さんの物かどうかということが壊れてまして確認はできてない状態です。ですので一応情報をいただいた物につきましては、うちの方では回収はしておりますが、それが大敬さんの物であるかどうかということが断定できないために、うちの方で処分するというような形になるかと思っております。以上です。

議長（加藤彰男君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、続いて本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 56 号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 57 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 32、議案第 57 号「東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議案の提出について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5番（伊藤真千子君）

議案第57号 東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議案の提出について。東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議案を次のとおり提出するものとする。令和5年9月8日提出。提出者 東栄町議会議員伊藤真千子、賛成者、同 岡田浩二。

東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議案の提出について。地方自治法第109条により特別委員会を設置し、同法第98条第1項に係る事項を当委員会に付託するものとする。記、
1 名称 東栄町議会決算特別委員会。2 設置の根拠 地方自治法第109条及び東栄町議会委員会条例第4条による。3 目的 東栄町一般会計決算及び東栄町各特別会計決算の審査を行う。4 委員の定数7名。以上でございます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第57号の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

----- 同意案5号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第33、同意案第5号「東栄町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

同意案第5号、東栄町教育委員会の任命について。伊藤芳子委員の任期満了に伴う教育委員の任命であり、議会の同意を求めするため、同意案を提出するものであります。

住所 東栄町大字下田 氏名 伊藤芳子。

なお任期につきましては、令和5年10月1日から令和9年9月30日まででございます。よろしく申し上げます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。本案は人事案件でありますので、討論は省略し直ちに採決いたします。採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

座ってください。

起立全員であります。よって、同意案第5号は、原案のとおり同意することと決定いたしました。

----- 報告第5号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第34、報告第5号「令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

報告第5号 令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足率について。1枚めくっていただき、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告の表をご覧ください。1 財政健全化判断比率でございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率については、比率がないのでハイフンとさせていただきます。実質公債費比率は9.1%で昨年度8.7%でしたので0.4%上がっております。2番目の資金不足比率ですけれども簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の資金不足率ですが、いずれの会計も資金不足が生じていないため、ハイフンとさせていただきます。説明は以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

簡易水道、公共下水道、農業集落排水事業の3特別会計の資金不足比率について伺いたいと思います。令和4年度決算では、3事業とも赤字ではないので資金不足比率はないということになりますけれども、本日、報告された監査委員の意見書には、この3会計特別

会計について、独立採算の原則に沿った事業運営に努めてもらいたいという記載がございます。つまり特別会計で独自に採算をとるようにとということでもありますので、一般会計からの繰入れを行わないということを目指すという、そのような意見書になっているというふうに理解しております。これで仮に独立採算にするとになりましたら、この令和4年度決算で資金不足比率は、それぞれどのようになるかということを知りたいと思います。この場ですぐに出せないようでしたら決算特別委員会などで御報告いただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

今の質問内容は、それぞれ判断比率、資金不足比率等数値の問題ですから、決算の委員会の方に、その論議は少し広がると思いますので、この場ではちょっとなじまないと思いますけどいいですか。それは決算委員会ですということ、今の内容はそういう取り扱いをいたします。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、報告第5号を終わります。

----- 報告第6号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第35、報告第6号「令和4年度東栄町一般会計継続費精算報告書について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

報告第6号 令和4年度東栄町一般会計継続費精算書について。1枚めくっていただき、報告書をご覧ください。全体計画、実績の順に説明いたします。2款1項総務管理費、事業名 定年延長制度構築支援事業、全体計画は令和3年度、4年度の2か年の総額が220万円。実績は同じく220万円。財源につきましては全て一般財源です。4款1項保健衛生費。事業名 医療センター・保健福祉センター（仮称）整備事業。全体計画は令和3年度、4年度の2か年の総額が11億3,386万円。実績は9億5,046万4,720円。財源につきましては、地方債が5億950万円、その他3億8,363万8,709円、一般財源5,732万6,011円です。説明は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、報告第6号を終わります。

----- 報告第7号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第36、報告第7号「令和4年度東栄町国民健康保険特別会計継続費精算報告書について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

報告第7号 令和4年度東栄町国民健康保険特別会計継続費精算報告書について。1枚めくっていただきまして報告書をご覧ください。5款3項総合保健事業費。事業名 医療センター・保健福祉センター（仮称）整備事業。全体計画、実績の順に説明いたします。

全体計画では、令和3年度、4年度の2か年の総額が4億4,267万6千円。実績は2か年で4億3,981万3千円となりました。財源につきましては、国庫支出金1億6,410万円、その他一般会計繰入金2億7,154万8千円、一般財源416万5千円です。説明は以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、報告第7号を終わります。

----- 報告第8号、報告第9号、報告第10号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第37、報告第8号「令和4年度東栄町簡易水道事業特別会計継続費精算報告書について」、日程第38、報告第9号「令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書について」、日程第39、報告第10号「令和8年度東栄町農業集落排水事業特別会計継続費精算報告書について」を一括として議題といたします。執行部の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（原田経美君）

報告第8号 令和4年度東栄町簡易水道特別会計継続費精算報告書について。次ページをお願いします。1款1項一般管理費。事業名 公営企業化業務委託料。全体計画の合計は2,947万円。実績支出済額の合計は2,783万4,200円です。財源内訳は、地方債が2,770万円で一般財源が13万4,200円となっています。次ページをお願いします。

報告第9号 令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書について。次ページをお願いします。1款1項下水道管理費。事業名 公営企業化業務委託料。全体計画の合計は2,834万9千円です。実績支出済額の合計は1,963万4,100円です。財源の内訳は、地方債が1,960万円で一般財源が3万4,100円となっています。次ページをお願いします。

報告第 10 号 令和 4 年度東栄町農業集落排水事業特別会計継続費精算報告書について。次ページをお願いします。1 款 1 項農業集落排水管理費。事業名 公営企業化業務委託料。全体計画の合計は 1,595 万 2 千円。実績支出済額の合計は 1,082 万 8,400 円です。財源内訳は、地方債が 900 万円で一般財源が 182 万 8,400 円となっています。以上で説明を終わります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

初めに、報告第 8 号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

続いて、報告第 9 号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

次に報告第 10 号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、報告第 8 号、報告第 9 号及び報告第 10 号を終わります。

----- 報告第 11 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 40、報告第 11 号「令和 4 年度東栄診療所特別会計継続費精算報告書について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

事務長。

東栄診療所事務長（高尾公彦君）

報告第 11 号 令和 4 年度東栄診療所特別会計継続費精算報告書について。1 枚めくっていただき、報告書をご覧ください。全体計画、実績の順に説明いたします。1 款 1 項医療センター・保健福祉センター（仮称）整備事業。全体計画は、令和 3 年度、4 年度の 2 か年総額が 6 億 2,298 万 4 千円。実績は 2 か年で 6 億 1,895 万 9 千円となり、財源はその他 国民健康保険特別会計繰入金 1,053 万 7 千円。一般会計繰入金 6 億 256 万 3 千円。一般財源 585 万 9 千円です。次に 2 款 1 項 新東栄医療センター医療機器購入費、全体計画は、令和 3 年度、4 年度の 2 か年総額は 7,700 万円。実績は、2 か年で 7,282 万 8,720 円となり、財源は、その他国民健康保険特別会計繰入金 649 万 9 千円、一般会計繰入金 5,862 万 9,720 円。一般財源 770 万です。説明は以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、報告第 11 号を終わります。

議長（加藤彰男君）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回は、会期日程に基づき、11 日午前 10 時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会といたします。